## 第1回匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会次第

日時:平成22年5月12日(水)

午後2時から

場所: 匝瑳市民ふれあいセンター

2 階視聴覚室

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 委員長選出
- 6 報 告
  - (1) 市内循環バスの現状について
  - (2) 平成21年4月改正後の利用状況調査について
- 7 議 題
  - (1) 運行見直しについて
  - (2) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

## 匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会規則

(設置)

第1条 市は、市民の交通手段である市内循環バスの利便性の向上について協議 するため、匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

(協議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 市内循環バスのあり方及び諸問題に関すること。
  - (2) 市内循環バスの運行見直しに関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市内循環バスの利便性の向上に必要なこと。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市内循環バスを利用する者及び運行に係わる者のうちから、市長が 委嘱し、又は任命する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が 指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。
- 4 委員長は、委員会の運営に必要があると認めるときは、委員以外の者に必要な資料を提出させ、又は会議に出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(報告)

- 第7条 委員長は、会議で決定した事項を文書で市長に報告しなければならない。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 匝瑳市内循環バス利用向上対策委員会委員

期間:平成22年5月1日~平成23年4月30日

		期間: 平成 22 年 5 月 1 日~平成 23 年 4 月 30 日					
	区分	職名		氏	名		備考
運行関係者	道路管理者	千葉県海匝地域整備センター所長	田	丸	義	昭	委嘱
		匝瑳市建設課長	野	澤	英	<b>-</b>	任命
	運行事業者	ジェイアールバス関東㈱八日市場支店長	在	原	清	美	委嘱
		千葉交通㈱自動車部長	鵜	澤	尚	夫	委嘱
	関係課	匝瑳市福祉課長	鎌	形	廣	行	任命
		匝瑳市高齢者支援課長	柏	熊	明	典	任命
		匝瑳市産業振興課長	鈴	木	康	伸	任命
		匝瑳市教育委員会学校教育課長	梶	Щ	定	_	任命
利用者	学校関係	匝瑳市校長会長	石	井	秀	光	委嘱
		匝瑳市 P T A 連絡協議会長	角	田		淳	委嘱
	地区代表	匝瑳市中央地区区長会長	鈴	木	民	生	委嘱
		匝瑳市豊栄地区区長会長	鵜	澤	_	夫	委嘱
		匝瑳市須賀地区区長会長	大	関		明	委嘱
		匝瑳市匝瑳地区区長会長	髙	司	金	行	委嘱
		匝瑳市豊和地区区長会長	石	井	理	夫	委嘱
		匝瑳市吉田地区区長会長	渡	邉		實	委嘱
		匝瑳市飯高地区区長会長	古	谷	宣	夫	委嘱
		匝瑳市共興地区区長会長	伊	藤		清	委嘱
		匝瑳市平和地区区長会長	江海	皮戸		勉	委嘱
		匝瑳市椿海地区区長会長	大	木		豊	委嘱
		匝瑳市野田地区代表者	熱	田	孝	雄	委嘱
		匝瑳市栄地区代表者	嶋	田	皓		委嘱
	関係団体	匝瑳市老人クラブ連合会長	片	畄		工	委嘱
		匝瑳市民生委員児童委員協議会長	勝	又	藤	男	委嘱
		匝瑳市婦人会長	Л	野	多恩	息子	委嘱